リファレンス・レビュー研究動向編 (2009 年 7 月~ 2010 年 5 月)

第55巻1号~5号

【Reference Review 55-1 号の研究動向・全分野から】

人間福祉学部教授 小西砂千夫

2009 年 6 月の安心社会実現会議は、麻生内閣として中福祉・中負担の社会保障を重視する社会の具体像を示したものである。そのなかで、具体的な提言として、「社会統合・社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の実現」の項目のひとつに、自治体におけるワンストップ型の就労支援サービスの提供、所得保障付き職業能力開発制度など雇用・生活保障セーフティネットの構築、最低賃金の見直しとともに挙げられているのが、勤労所得に対する給付付き勤労者税額控除の導入である。それはかつては負の所得税とも呼ばれ、所得課税と社会保障を組み合わせた制度であり、社会保障制度における勤労意欲を削ぐ効果を減殺する「社会保障の効率化」の文脈で語られたものである。

『税理』2009年4月号の、森信茂樹「給付付き税額控除の4類型とその課題」は、給付付き税額控除の成り立ちや課題を総覧するのに優れた論考である。この制度は政府の税制調査会の平成20年度税制改正の答申のみならず、「民主党税制抜本改革アクションプログラム」でも、低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税逆進性対策などの面で有効性が強調されている。そのうえで、この制度をわが国で実行する上で、どのような課題があるかについて、制度設計の課題と実行面から指摘している。さらに、石村耕治「給付(還付)付き税額控除と納税者サービス-アメリカの「働いても貧しい納税者」の自発的納税協力問題を検証する」は『税務弘報』2009年5月号まで6回にわたって連載したものの最終回である。そこでは、この制度が成立するためには、納税者保護制度の抜本的な改善が求められることを強調している。

地方分権、とりわけ道州制の導入が声高に叫ばれる。工藤裕子「イタリアの地方分権と地域活性化に果たす地方自治体の役割」『経済 Trend』2009 年 3 月号は、イタリアが単一国家の枠組みにあって憲法改正で州が立法権を得て国の権限が多く移譲されたことに対して、冒頭で「日本の道州制にその経験が参考になるのでは、と注目されている。しかし、日本の 8 割の国土に半数の国民を抱えるイタリアの 20 州は日本の都道府県に匹敵する単位であり、道州ではない」と誤解されがちであるとしている。イタリアの地方制度は、戦後の地方制度改革の歴史のなかで州の権限強化が検討されてきたことと、EU が構造基金制度でサブナショナルな単位を強化したことを背景にしたものであると指摘している。

それに対して、都道府県知事のなかでも長く道州制導入に積極的な姿勢をとってきた岡山県の石井 正弘知事は、『地方税』2009年2月号「地方分権改革と道州制の社会的意義」において、「もともと 小さな島国が、相対的に一層小さな国土になってきた。こうした時代の流れとともに大きく発展した 社会環境を大観すると都道府県に代わって一層の広域的な道州の創設に向けた活発な議論が起こって きたのは、ある意味、歴史的必然なのかもしれない」とみなしている。道州制は地方分権を積極的に 展開し、国に代わって地方が政策運営の主役となる上で、不可欠であると考えられている。それに対 して、増田寛也「地方を元気にさせる分権を」『日本経済研究センター会報』2009年4月号では、道 州制は分権が進んだ後のテーマとして、時間軸の設定が重要であるとしている。

今井勝人「道路特定財源」『武蔵大学論集』56巻3・4号、2009年3月は、道路特定財源について、

産研論集 (関西学院大学) 38 号 2011.3

その歴史的経緯や目的税としての性格、暫定税率のあり方などについて綿密に検討した論文であり、 大いに参考になる。一般財源が望ましいとする伝統的な議論をふまえながらも、一方的に一般財源化 を主張するものではなく、まずは、揮発油税等の道路特定財源としての性格をふまえて暫定税率をど うするかという点について解決を急ぐ必要があるとしている。

『エコノミア』(横浜国立大学) 59巻2号は、赤石孝次「財政社会学の課題と発展可能性」と、井手英策「財政社会学とは何か?」という「財政社会学」に関する学説史的展開とその意義などについての2つの論文を収録している。神野直彦教授の『システム改革の政治経済学』(岩波書店)や『財政学』(有斐閣) などで展開されている財政社会学のアプローチをさらに大きな枠組みで展望しようとする枠組みの大きな論者である。

【Reference Review 55-2 号の研究動向・全分野から】

人間福祉学部教授 小西砂千夫

竹内恒理・三宅光一「ハンチントンによる文明論と日本の21世紀戦略」『研究紀要』(つくば国際大学)15号は、ハンチントンの文明の衝突論を、冷戦後の国際状況を楽観的な予測とせずに異文明間の断層線戦争に代わることを予言したなどの点で評価したうえで、ハンチントン理論に照らして日本の21世紀戦略について記述している。その見方はやや悲観的であり、日本の進路の難しさを指摘したものである。

木村佳弘「スウェーデンの地方公会計制度 - 公会計制度国際比較のための試論」『都市問題』100巻6号は、1959年に自治庁に設置された「地方財務会計制度調査会」の答申の会計決算に関する部分が1963年の地方自治法の改正に盛り込まれなかった経緯を紹介している。このような歴史的経緯を掘り起こす作業は示唆的であり興味深い。そこでの議論は現在の公会計に関する検討内容を彷彿とさせるものであったが、最終的には発生主義的な会計の導入に大蔵省が賛意を示さず、国の会計との整合性の観点で断念したのでないかという経緯が示唆されている。公会計改革を行う意義などについてコンセンサスが得られないことが改革を難しくしていることを指摘した上で、公会計改革が進んだスウェーデンでは、中央政府が長期的な均衡財政の確保などの政策意図を持って地方財務会計制度に企業会計基準を導入したことなどを紹介している。

リーマンショックが呼び起こした最悪の状況から立ち直りつつある現下の経済情勢について、あくまで小康状態であり、楽観視は危険であるという見方が一部で根強いものがある。『エコノミスト』 2009 年 6 月 16 日号、竹森俊平慶応大学教授へのインタビュー「世界経済は風邪薬による小康状態」では、「今回の危機は、金融面では 1929 年からの大恐慌、日本の「失われた 10 年」に比べても深刻だ」とする。不動産価格はバブルが崩壊してふたたび安定するまでに長期を要し、公的資金で金融機関のバランスシートを改善させれば政府の信用リスクが高まるという状況に陥る。アメリカに代わる世界経済の牽引役は新興国には難しく、日本では今回の危機は長く続くことを見越して便法として外需の代わりに内需をつくることとし、公共事業をやるべきだと述べる。その指摘は相当悲観的である。

同誌 2009 年 5 月 12 日号の藻谷浩介「現役世代の 1 人あたり所得を増やす政策こそ必要だ」は、所得が増えても内需に向かわない状況を、日本人の加齢によるものと診断し、現役世代の所得を増やすことが内需拡大に効果があるという見方を示している。そのための具体的施策が求められるとしている。

【Reference Review 55-3 号の研究動向・全分野から】

人間福祉学部教授 小西砂千夫

民主党を中心とする連立政権になって、政府あるいは官邸の意思決定がどのように変わるのかが注目された。特に官僚主導を廃して政治主導に切り替えるためには、政治家のリーダーシップが重要となる。そのために、与党と政府の関係や政府税制調査会の見直しを始め、意思決定の仕組みは大きく見直された。大田弘子「首相主導の経済財政運営を実現するには何をなすべきか」『エコノミスト』 2009 年 1 月は、小泉内閣当時の経済財政諮問会議をふり返って、その意義や首相が政策運営に与える方法についてインタビューに答えている。確かに首相自身が政策運営のリーダーシップを握るという意味では、小泉内閣当時の経済財政諮問会議を大いに機能した仕組みであるといえる。そうしたなかにあっても、経済財政担当大臣が竹中大臣から与謝野大臣に交代すると、竹中大臣はその性格が変わったという意味のコメントをしていたことを思い出される。鳩山政権に対して、マクロ経済運営に強いリーダーシップを求める声は大きく、形はともあれ、経済成長と財政再建を着実に進めていくことが求められている。

『週刊東洋経済』2009年9月号「政権党として最初になすべきこと 民主党への4つの直言」は政権交代の直後という時期にあって、大胆な提言を行っている。そのうち、片山善博慶応大学教授(元鳥取県知事)は、真の住民自治を拡充する観点から、地方交付税と地方債について大きな制度変更を求めている。この点については相当大きな問題提起である。また、マイケル・グリーン CSIS(戦略国際問題研究所)日本部長は、日米同盟の中核部分の変更は大きなリスクを伴うことは、鳩山首相も小沢幹事長もよく理解していると述べているが、現在の状況は日米関係が揺らいでいるのではないかという報道が多く見られるようになっている。

民主党連立政権にとっての最初の税制改正大綱(2009年12月)は、納税環境の強化やたばこ税への考え方など興味深い記述が多く、政権交代を実感させる内容となっている。消費税率の引き上げは4年間実施しないことを明言しているが、消費税率を将来的に引き上げる際には、逆進的な税負担を緩和する措置が必要とされる可能性がある。その際に、消費税率を複数税率化するよりは望ましいと考えられているのが、給付つき税額控除の導入である。給付つき税額控除は前政権でも検討されており、平成21年の所得税法等の一部を改正する法律の附則にも検討項目として書き込まれている。中里実「「給付つき税額控除」導入への課題」『税務弘報』2009年8月号は、その導入には多くの技術的な課題があることを厳しく指摘している。そこでは税務当局が納税者全員の情報をもっていないことなどの実態に着目すると、円滑な導入のために、前提条件として最低限整備すべきこととして、①納税者番号制度の導入、②納税者番号制度の下での全員申告、及び全員名寄せ、③国税職員の増員、及び、税理士による税務援助の大幅な拡大、などを指摘している。民主党連立政権が、社会保障・税共通番号制度の導入にあわせて給付つき税額控除の導入について検討しようとしていることは整合的であるといえる。

政権交代によって、地方分権の推進のうえで懸案とされてきた課題があっさりと解決しそうなものが、直轄事業負担金の維持管理分の見直しである。平成22年の通常国会に、制度見直しに必要な法律改正が予算関連法案として提出された。今井勝人「直轄事業分担金に関する論点整理-道路整備事業に即して」『都市問題』2009年8月号は、そのあり方を整理してみると、議論はそれほど簡単では

ないことを指摘している。直轄事業負担金は、当面、維持管理のみが見直され、建設分については今後の課題とされている。全面見直しの際には、本稿の論点が注目されるであろう。

木村陽子「義務教育費国庫負担金を廃止すると教育格差が開くのか、教育水準は低下するのか」『明大商学論叢』91 巻 2 号は、地方財政審議会委員を務めた著者が、三位一体改革における義務教育費国庫負担金の廃止論議などを踏まえて、歴史的な分析を含めて国庫負担金の一般財源化への反対意見について包括的に検討している。たいへん興味深い内容である。

【Reference Review 55-3 号の研究動向・全分野から】

コミュニティ・ビジネスの持続性をめぐる議論

経済学部教授 小林 伸生

企業社会における雇用不安の増大、少子高齢化や、いわゆる「格差社会」の進展等に伴い、様々な 社会的要請が量的・質的に拡大する一方、財政的な厳しさが増す中での行政サービスの供給における 制約の強まり等、国民生活を質的に向上させていく上でのハードルは年々高まってきている。そして、 これらの課題を解決する一つの有力な手段として、地域の課題を住民自らがイニシアチブを取って解 決するとともに、市民のワーク・ライフ・バランスの実現に寄与すると考えられるコミュニティ・ビ ジネス(以下、地の文では CB と略記)に対する期待感が強まってきている。

期待感の高まりに伴い、近年 CB に関する研究が活発化してきている。しかし、その多くは後述する櫻澤論文でも指摘されている通り、研究の焦点は主に CB の定義や社会的役割、政策的支援のあり方等に当たっており、持続性を担保するための経営のあり方に関する分析と提言等は、あまり行われてこなかった。今後、地域社会に対するサービスの供給主体として期待感が高まってきている CB の経営力の向上は重要な課題であり、そのための条件整理、制度設計のあり方などは、解明が進むべき重要な論点である。

櫻澤仁「転換期を迎えるコミュニティ・ビジネス (3) -その幻想と現実、そして新たな可能性-」(文京学院大学『経営論集』第18巻第1号)は、これまでほとんど行われてこなかった CB の経営実態を明らかにする試みである。そこでは、埼玉県と東京都における CB の実態調査を概観しながら、共通する問題点を抽出し、議論の普遍化を行っている。そこで浮かび上がる問題点として、① CB の担い手が、自らの社会的意義、顧客満足の追求を意識するあまり、収益力の向上が極めて困難になるという「好意的悪循環」が生まれること、および②多くの CB 推進団体は、努力しても成果が上がらない原因が、主としてビジネスの仕組みにあることに気づいていない点を指摘している。

こうした CB が抱える問題点に対する解決の道筋を示すものとして、日置真世「地域課題の解決を生活者が担う「ソーシャルビジネス」」(『都市問題』第 100 巻第 7 号)は参考になる。この論文の著者は、釧路市を拠点とする地域生活支援の NPO を 10 年にわたり運営し、100 名以上の職員を抱える事業体に拡大してきた実績を持つ。その実践から得られる示唆として、①マーケティングは、事業体側から計画をするのではなく地域のニーズを出発点とし、それに応える形で事業を拡大する。②マネジメントは目の前にある条件から出来ることを探るのではなく、やるべきことに条件をどうあわせるかという発想で臨む、③モデル事業を地域との共同で行い、それを通じて事業のモニタリング機能を

担保する、などの点が示唆されている。同時に、道州制のパイロット事業としての取り組みが紹介され、地域の生活課題・実態に即したローカルな制度設計の重要性が指摘されている点は注目すべきである。

相川康子「もうひとつのワーク・ライフ・バランス論~地域内で中間労働市場的な雇用を増やすために~」(神戸都市問題研究所『都市政策』136号)は、企業の CSR (社会貢献活動)の一環としての CB 育成や政策的育成のあり方を論じている。従来 CSR は、主に企業が自らの経営資源を一部提供する形で展開されてきたのに対して、これからのありかたとして、良心的なアウトソーシングによる地域内の CB 育成の必要性などを指摘している。また、公的セクターの役割として、指定管理者制度を活用した CB の事業機会の創出や助成・融資制度の創設の必要性などに言及している。

地域コミュニティが抱える課題は千差万別であり、それぞれの状況に即した、臨機応変な解決方策が求められる。公的使命を帯びつつ、民間事業者としての経営能力を求められる CB は、いわば「第3の道」を実現する重要なプレイヤーとして、今後存在感をますます高めていくだろう。そうした観点からも、事業継続のための条件を CB 内/外両面から分析し、担い手の育成と外的環境の整備を進めていくことが求められる。

【Reference Review 55-4 号の研究動向・全分野から】

WTO と東アジア共同体をめぐる議論

商学部教授 広瀬 憲三

第2次世界大戦の勃発の1つの要因となった各国の保護主義政策の反省から生まれた GATT (貿易関税に関する一般協定)は、戦後の世界貿易の拡大、ひいては世界の経済発展に大きく貢献した。1995年、GATT は、関税引き下げだけではなく、知的所有権、紛争解決などの問題を解決するための国際機関としてその権限をより強めた WTO (世界貿易機関)へと拡張し、更なる世界貿易の自由化を目指して交渉が行われている。

WTO は、加盟国全体が自由な貿易等を共通のルールで行うことを目指しているが、その一方で、EU、NAFTA など2国間もしくは数カ国間だけで自由な貿易などの共通ルールを結ぶ自由貿易協定の動きも活発である。この自由貿易協定はブロック経済化の側面もあり、WTO の精神とは相反する側面を持つが、現在、WTO による交渉と自由貿易協定が利害対立からなかなか合意に至らない中、自由貿易協定がますます拡大しているといえる。

馬田啓一論文(「WTOドーハ・ラウンドと自由貿易体制の行方」『杏林社会科学研究』2009年9月)は2001年11月に立ち上げられたWTOのドーハ・ラウンド(多角的貿易交渉)が現在もなかなか進展しない理由を①日本、EUの農産品関税引き下げ、②米国の農業補助金削減、③途上国の鉱工業品関税引き下げ、の抵抗という「三すくみ」のためなかなか合意に向かわない背景を説明し、世界の自由貿易体制を崩壊させないために交渉を継続するとともに、その間、WTOとして保護主義的措置の監視と紛争処理機能の強化が重要な役割を果たすと考えている。

日本政府は、自由貿易体制を維持するために 1990 年代までは、WTO を中心とした交渉のみであったが、小泉首相の頃から、WTO とともに、特にアジアを中心とした FTA (自由貿易協定)、EPA (経

産研論集 (関西学院大学) 38 号 2011.3

済連携協定)締結を目指した交渉を行い、「東アジア共同体」構想を打ち立ててきた。これは、日本にとって、アジアとの関係がより緊密になり、貿易、企業進出にとって重要な意味合いを持つようになったことと関係ある。

坂本雅子論文(「「東アジア共同体」から「アジア経済・環境共同体」への構想転換の経済背景」『経済経営論集(名古屋経済大学)』2008年12月)は、日本政府が、近年この「東アジア共同体」構想から「アジア経済・環境共同体」構想へと転換している背景について分析している。東アジア域内の貿易の60%が中間財である。これは中間財を様々な国で生産し、国境を越えた工程間分業が行われているためである。日本は円高となって以降積極的な企業進出を行い、このような東アジアでの生産ネットワークの主導権を握っていたが、2000年以降中国の経済発展と東アジアへのFTAなどを通じての進出により、中国と東アジアとの生産ネットワークが急速に拡大した。このことが、日本にとって優位性のある環境ビジネス、また、オーストラリア、ニュージーランド、インドを含めたエリア拡大へとつながったと考える。

それでは、いま日本がアジアの発展のために、そしてひいては日本の発展のために果たすべき役割は何か。

木村福成論文(「東アジアのインフラ整備とわが国の役割」『日本貿易会月報』2009年9月)はこの問いに対する1つ考えを示している。木村論文は、東アジアが「ロジスティックス・インフラ整備が先導する形の開発戦略」を推し進めていけるよう、経済協力も含めた域内の資源を効率よく活用できるインフラ整備を行っていくことが必要であると考える。経済の発展段階が異なる国、地域を抱えるアジアにとって、すべての国がいまの生産ネットワークに参加することはできないので、3つの発展段階(①すでに産業集積の形成が進んでいる国・地域、②産業集積の近隣に位置する後発の国・地域、③遠隔地で、短期的に足の速い国際生産ネットワークに参加することが難しい地域)に分けた開発戦略とそのためのロジスティック・インフラ整備を推し進めていく必要があるという。

アジアの発展は日本にとってもいいことであろう。今後の日本、アジアの発展のためにアジア圏に おける経済システムの構築が求められる。

【Reference Review 55-4 号の研究動向・全分野から】

終身雇用制の現状と人的資源管理

総合政策学部教授 古川 靖洋

1990年前後から、従来の日本的経営の特色の一つであった「終身雇用制度」は崩壊してきたといわれている。バブル後、当時不況を脱したアメリカ企業にならって多くの日本企業が成果主義的な人事制度を導入し始めた。このような状況から能力・成果重視の人事処遇が重んじられ、終身雇用制は過去のものと一般的には思われている。しかし近年行なわれた調査によると、意外にも終身雇用制は増加傾向にあった。例えば、岡本他の調査(岡本大輔他「続・総合経営力指標ーコーポレートガバナンス・マネジメント全般と企業業績 2008 -」『三田商学研究』Vol.52, No.4, pp.77-98, 2009.)によると、2005年頃から終身雇用を肯定する企業の比率が再度伸び始め、2008年の調査では 71.6% の企業がそれを肯定していた。また、「終身雇用をあくまでも維持する」と回答した企業の成長性・収益性が否

定派よりも高かった。この理由として、終身雇用がもたらす従業員の高い帰属意識や業務上のノウハウ、活発な内部コミュニケーションなどが貢献したためであろうと述べている。

また、加藤の行なった調査(加藤隆夫「「失われた十年」と日本的雇用制度」『労働調査』2009.9 pp.1-2.)によると、バブル崩壊後の最初の5年間には終身雇用の弱体化は見られず、1998年以降にその傾向があったと述べている。ただし、その弱体化は新卒の男子正社員にはあまり当てはまらず、女子正社員や中途採用の正社員層がその対象となっていたようである。加藤によると、「長期雇用における暗黙の了解」を破棄するコストが比較的低い者、即ち女子正社員や中途採用の正社員層、がリストラの対象となっていたのである。

このように、終身雇用制は我々が思っているほど崩壊しておらず、むしろ今後も維持されていくように思われる。そのような基盤の上にあって、今後日本企業の人的資源管理はどのようなものが主流になっていくのであろうか。

太田(太田肇「企業環境の変化と日本型人的資源管理の近代化」『経済論叢(京都大学)』Vol.181, No.1, pp.1-13, 2008.)は、バブル後の一連の成果主義導入下でも終身雇用制や年功序列制の骨格は維持されているということを踏まえて、日本企業における成果主義的人事制度は日本的な枠組みの中に欧米的な要素を取り入れた特殊な制度だと述べている。そして、日本企業は本来「自立した個人の人間性尊重」という新たな理念の下で人的資源管理を行なわなければならなかったのであるが、従来型のシステムを否定しないまま、創造性や革新性、感性や個性という新たな基準を個人に求めたが故に、期待通りの効果を得られなかったとしている。ただ今後、知識中心の業務がいっそう重要になると考えられるので、人的資源管理の近代化は避けられず、そのためには従来型の人事制度にまでさかのぼって基盤から新しいシステムの構築が必要だと説いている。

松山(松山一紀「HRM 施策に対する知覚と組織のコミットメントの関係」『経済論叢(京都大学)』 Vol.181, No.1, pp.39-60, 2008.)は、成果主義的人事制度と並んで近年注目を浴びている自己選択型 HRM が従業員の組織に対するコミットメントにどのような影響を与えるかを多変量解析によって分析している。ここでいう自己選択型 HRM とは、限定勤務地制度や退職金前払い制度、早期退職優遇制度などのことである。これは個人の就業ニーズに合致した人事制度であるが、従来の人事制度とは異なり従業員の定着を促進する制度とはいえない。松山は従業員のコミットメントを愛着的コミットメントと存続的コミットメントに分類し、伝統的福祉施策が双方のコミットメントにプラスに作用する一方で、自己選択型 HRM は存続的コミットメントにマイナスに作用するという仮説を立て、それを実証している。太田のいうところの「自立した個人の人間性尊重」のために自己選択型 HRM 施策の導入が進められるのであろうが、実はそれによって日本企業の強みである従業員の帰属意識は弱まることになるのである。そしてこれが弱まると、結果的に、将来の財務業績にマイナスに作用するだろう。

終身雇用制は日本企業にとって強みの基盤であり、長年維持されてきたために企業文化の一部となっている場合も多い。このような制度は一朝一夕に変えることはできない。今後知識を中心とした創造的業務が重視されてくるため、新たな人事制度は必要であるが、欧米で取り上げられているものをそのまま導入するのではなく、従来の人事制度や雇用制度を十分に反映させた形で、日本企業に合った新たな人事制度を考えていく必要があると思われる。

【Reference Review 55-5 号の研究動向・全分野から】

グローバル化と国内地域間格差

経済学部教授 小林 伸生

小泉政権による構造改革路線以後、国内の地域間格差はさらに拡大してきたといわれており、昨今様々な場所で問題提起されている「格差社会」の一側面を象徴的に表すものとして取り上げられている。また、そうした傾向への反省・反動が、政権交代以後の再配分メカニズムの再強化への舵きり等となって現れていると考えられる。

ところで、こうした国内における地域間格差の進展は、決して一国内の問題にとどまるものではない。むしろ経済活動のグローバル化の進展や、直近では世界同時不況などが密接に関連し、影響を及ぼしていることはほぼ自明である。90年代初頭のいわゆる「産業空洞化」は、特に生産拠点を担ってきた国内地方圏の機能のアジア諸国への移転が主因であり、日本産業の競争力の相対的低下が、税収の減少ひいては再配分メカニズムの弱体化をもたらしていると考えられる。

こうした問題に直面し、地域間格差をめぐっては最近、その現状・動向分析、再配分政策の有効性や解決方策などを中心に、議論が活発化してきている。浦川邦夫「地域間格差の要因と格差縮小政策」(九州大学「経済学研究」第76巻第1号)は、賃金構造基本統計調査の集計データを元に、賃金の地域間格差の要因や格差縮小政策効果の検証を試みている。そしてパネル分析の結果から、都道府県ごとの産業別労働者構成比などの影響を取り除いた後の同一の労働者属性において存在する賃金格差が、格差のかなりの部分を説明していることを明らかにしている。そして、特に賃金の格差を縮小する上で効果を発揮する対象が、製造業の低賃金労働者、および医療・福祉業などの低賃金労働者であり、それらの担い手の賃金水準引き上げが、貧困削減に対して効果を持つ、と主張している。

一方、再分配政策の有効性について疑問を提示する見解も発表されている。大平純彦・末松敏明「最近の地域間所得格差の動向について」(静岡県立大学「経営と情報」Vol.22 No.1)では、県民経済計算を用いて、地域間の所得格差の推移の分析を行っている。そこでは、特に2000年以後、地域間所得の地域間格差の拡大を認めつつも、所得再分配の前後のジニ係数を比較して得られる再分配効果も低下傾向を示していることを明らかにし、格差拡大の原因は小泉構造改革のみに求めることは適切ではないとの見解を示している。

こうした、国内における地域間格差の拡大と政策的再配分効果の低下局面にあたり、国内の地方経済はその難局をどのように乗り越えていくべきであろうか。橘川武郎「世界同時不況の克服と地域経済の再生~Glocalizationの今日的意義」(「世界経済評論」2009.11/12)は、そうした状況の進展は与件とした上で、国内各地域・企業が、東京という中央を介在させずに、地方が直接に結びつく"Glocalization"が必要であると主張している。確かに、国内全体が人口縮小・高齢化局面に差し掛かり、税収の減少に伴う再配分機能のさらなる低下が予期される国内状況と、世界の成長を牽引するアジア市場の拡大が数少ない成長フロンティアである状況を併せ考えると、国境という枠組みを超えて成長市場と直結するダイナミックな取り組みが、成長を志向する地域には求められているのかもしれない。

加えて、現在求められている政策は、一国内での格差議論や、それに基づいた所得再分配の仕組み

リファレンス・レビュー研究動向編

の再整備を進めることよりも、むしろ、各地域が世界的な成長のフロンティアと直結するための条件整備を行うことの重要性が、より高まっているように思われる。無論それは、財政を更に逼迫させるとともにストロー効果をもたらす懸念すらある交通基盤整備を充実させることではなく、グローバルな市場に訴求しうる魅力的な製品・サービス・コンテンツを生み出しうる創造力を、各地域から引き出す環境整備であることは論を俟たない。

【Reference Review 55-5 号の研究動向・全分野から】

戦前期百貨店の研究

商学部教授 木山 実

百貨店の苦戦がしばしば新聞などのメディアで報じられている。百貨店はスーパーやコンビニなど他の業態と比較しても総じて凋落傾向にあるようだ。しかし経済史・経営史研究の分野で百貨店史、特に戦前期百貨店への関心は高いようで、2009年にも戦前期百貨店に関するいくつかの論稿が発表されている。

吉川容「三越の大衆化-倉知誠夫時代の連鎖店展開戦略-」(『三井文庫論叢』第42号:2008年12月発刊と記されるが実際は2009年3月頃刊行)は、明治期日本で百貨店のパイオニアとなった三越が、1922年に「三越マーケット」を設けたのち大衆化を図った事例を取り上げている。物価高騰が社会問題になっていた折、三越の経営トップにいた倉知誠夫に対し、官僚(商務局長)がアメリカでの廉価販売小売商の事例を引き合いに三越でも廉価販売を実施してはどうかと促したことが、三越マーケット開設の契機であったことが示されている。大正期の米騒動に象徴されるような物価高騰への対処は大正期流通政策の大きな課題であり、周知のごとくその解決策のひとつとして大都市では廉価販売の機関として公設市場が設けられたが、政府は三越のような百貨店に対しても類似の役割を期待していたことがわかり興味深い。「三越マーケット」を開設したものの、三越はその翌年の関東大震災で大きな被害を受け、その復興過程で今度は連鎖店(チェーン)展開を試みるも、商品調達面での条件が成熟していなかったために定着しなかったという。そしてチェーンストアを成功させた高島屋との対照性が指摘される。

満薗勇「戦前期日本における大都市呉服系百貨店の通信販売」(『経営史学』第44巻1号)は表題のごとく、明治期後半に三越や松坂屋などの大都市呉服商が百貨店に脱皮していく過程で通信販売業務にも参入した、その実態と意義を明らかにしている。各店とも1890年代以降の郵便制度(小包・代金引換郵便など)整備を受けて通販事業を開始するが、それは顧客が自分の年齢・背丈・顔形・体格などを書き添えた注文状を送り、店側でそれを見て顧客にふさわしいものを仕立てて送るというスタイルであった。これは現代の通販とは大きく異なるものであるが、それは印刷技術未発達時代の「カタログ製作の限界」に起因するものであり、顧客にとってはさぞ不便なものであったかと思いきや、そうでもなくて、当時いまだ地方レベルでは情報が不足していたからブランドイメージが高い百貨店に注文品を一任することは、一定の利便性や合理性があったとされる。大都市呉服商は同時に、地方都市への出張販売にも精力的であり、出張販売を通販のための広告として活用し、地方の富裕層を顧客として取り込んでいく。まず三越が1900年代後半、その他の百貨店でも1910年代にこのような事

産研論集(関西学院大学)38号 2011.3

業モデルを確立するが、1920年代には関東大震災や昭和恐慌などの影響を受け、百貨店の通販事業は伸び悩み、反百貨店運動の激化で自制協定の実施(1932年)から百貨店法の制定(1937年)に至る状況下で戦時期の業務停止を迎えたという。

一方、電鉄系百貨店に関しては、谷内正往「戦前のターミナル・デパート―大鉄百貨店の創立―」(『生駒経済論叢』第7巻1号)が、近鉄百貨店阿倍野本店の原点である大鉄(大阪鉄道)百貨店について考察している。大鉄では1927年にすでに「大阪の新宿」=阿部野橋に日用品市場「大鉄アーケード」を開いていたが、これが盛況を極めたために新社長佐竹三吾のもと、その拡張策として大鉄百貨店を開業する(1937年に全店開業)。それは先発の阪急百貨店をモデルとしたが、女店員養成のために女子実業学校を設けるなどユニークな面も有していた。この百貨店の業績は決して悪いものではなかったが、それでも阪急には大きく水をあけられており、百貨店史における阪急の位置を改めて感じさせられる。

現代と戦前期とでは時代状況はまったく異なるが、呉服系、電鉄系百貨店の創生期に、それらが見せた積極的な事業展開の事例から、現代の百貨店が学びとる点は何かないだろうか。